

環境社会配慮

2022年1月、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(以下、「異議申立手続要綱」)を改正しました。

改正の経緯とポイント

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、ガイドラインを定めています。JICAは事業実施に際し、相手国の事業実施機関が大气・水質の汚染を防ぎ、騒音・振動を低減させ、移転を余儀なくされる住民への補償を適切に行うことなどを支援し、それでも重大な影響が残る場合には影響の緩和に必要な方策を評価・確認します。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合には、調査・調整する異議申立制度を整備しています。

ガイドラインの改正に際し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加を確保するため、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

異議申立手続要綱については、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から改正しました。

環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

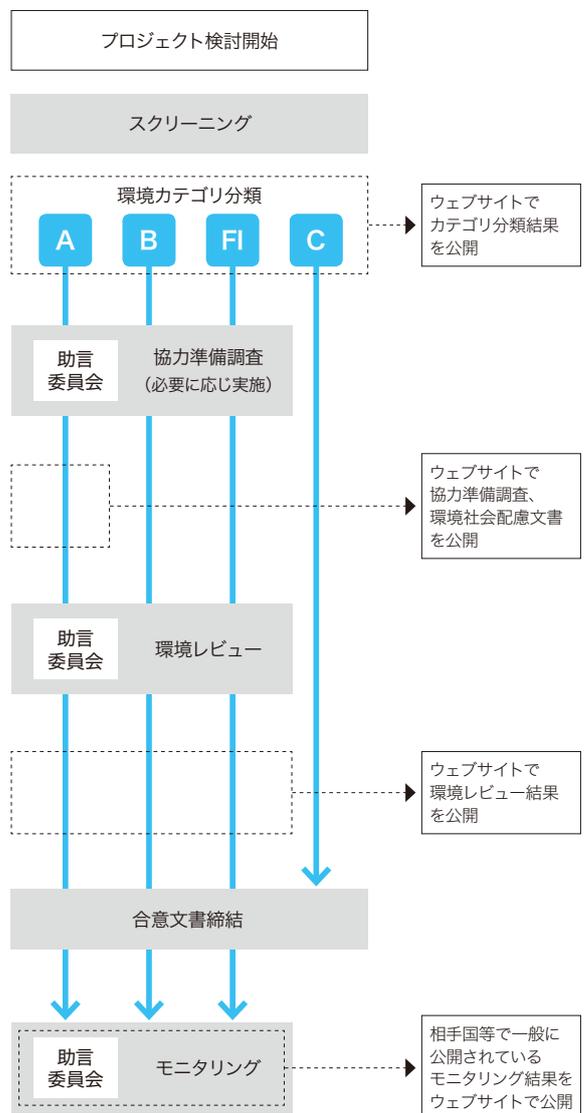
改正後の環境社会配慮確認のプロセスは、従来と大きな変更はなく、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります【→図を参照ください】。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



関連情報

JICAウェブサイト — 気候変動・環境への取り組み